

青森県後期高齢者医療広域連合監査委員に関する条例

(平成十九年三月二十八日青森県後期高齢者医療広域連合条例第十八号)

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百九十二条において準用する法第二百二条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第二条 法第二百九十二条において準用する法第九十九条第四項の規定による監査は、毎年六月から翌年二月までの間に行い、その期日は、監査委員が定める。

(月例現金出納検査)

第三条 法第二百九十二条において準用する法第二百三十五条の二第一項の規定による現金の出納検査日は、毎月二十五日とする。ただし、その日が広域連合の休日に関する条例(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第一号)第一条に規定する広域連合の休日にあたる時、その他やむを得ない理由により当該出納検査を行うことができないときは、これを変更することができる。

(請求、要求監査等)

第四条 監査委員は、法第二百九十二条において準用する法第七十五条第一項、第九十八条第二項、第九十九条第六項及び第七項、第二百三十五条の二第二項、第二百四十二条第一項並びに第二百四十三条の二第三項の規定による監査の請求又は要求があつた場合は、請求又は要求のあつた日から十日以内に着手しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(決算及び証書類等の審査意見書)

第五条 法第二百九十二条において準用する法第二百三十二条第二項の規定により審査に付された決算及び証書類等について

の意見は、審査に付された日から三十日以内に広域連合長に提出するものとする。

( 監査等の期日の通知 )

第六条 監査委員は、監査又は検査を行うときは、あらかじめその期日を広域連合長若しくは関係機関の長又は関係人に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

( 監査等の結果に関する報告の提出及び公表 )

第七条 監査委員は、監査又は審査が終了したときは、三十日以内に、第三条の規定による検査は、次の議会の定例会までに、その結果に関する報告を提出し、かつ、公表を要するものは、公表しなければならない。

( 公表の方法 )

第八条 法令又は前条の規定による公表は、青森県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合条例第二号）第二条第二項に規定する掲示場に掲示して行う。ただし、監査委員は、必要と認めたときは、合議の上、別の方法により公表することができる。

( 委任 )

第九条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、監査委員が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。